



平成28年度

エコアクション21審査人試験募集要項

平成28年7月

一般財団法人 持続性推進機構
エコアクション21中央事務局

◆エコアクション21認証・登録制度の概要

1. エコアクション21認証・登録制度とは

「エコアクション21認証・登録制度」は、広範な企業、学校、公共機関等の全ての事業者が「環境への取組を効果的・効率的に行うことを目的に、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価する環境経営システムを構築、運用、維持するとともに、社会への環境コミュニケーションを行うための方法」として、環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン2009年版（以下「ガイドライン」という。）」に基づき、2004年10月から、ガイドラインに沿って環境に取組む事業者を認証・登録する「エコアクション21認証・登録制度」として実施しています。本制度の運営は、2011年10月より一般財団法人持続性推進機構が実施主体となり、エコアクション21中央事務局を設置して行っております。

エコアクション21認証・登録制度は、開始以来、これまでに約11,000の事業者を認証・登録するとともに、現在、全国で790名の審査人と、39都道府県に54団体の地域事務局を認定し、中小事業者を主な対象とする我が国を代表する環境認証・登録制度として、一定の社会的認知を受けています。

2. エコアクション21審査人とは

1) エコアクション21審査人資格の認定

エコアクション21審査人としての資格は、一般財団法人持続性推進機構が認定し、登録します。

2) エコアクション21審査人の必要な要件

- ①環境問題や環境対策に関する基本的な知識を有していること（環境問題についての基礎的知識、基本的な環境法等についての知識）
- ②事業者の環境対策に関する豊富な知見と経験を有していること（受審事業者が、どのような環境への取組を行うべきかを判断し、適切な審査を実施できること）
- ③環境経営システム（環境マネジメントシステム）に関する豊富な知見と経験を有していること（受審事業者が、どのような環境経営システムを構築し、運用すべきかを判断し、適切な審査を実施できること）
- ④受審事業者との間で適切なコミュニケーションを図ることができ、上記の知識と経験を活用して、エコアクション21の審査及び必要な指導・助言を行うことができる資質、能力及び意欲を有していること

3) エコアクション21審査人資格の認定・登録の期間と更新

審査人資格の認定・登録の期間は、3年間（平成29年1月1日～平成31年12月31日迄）とします。

また、審査人資格は、所定の資格更新要件を満たせば更新が可能です。詳細については、エコアクション21認証・登録制度実施要領に規定していますので、必ずご確認ください。

3. エコアクション21認証・登録制度の改革について

環境省では、昨年度よりエコアクション21ガイドラインの改訂について検討を行っており、平成29年5月頃には、新ガイドライン（2017年版）が発行する予定です。この新ガイドラインにおいては、事業者への要求事項だけでなく、認証・登録制度のあり方についても大きく改訂されることとなっています。

特に審査人に係わることとしては、

- ・中央事務局は、力量等に応じた審査人の要員認証・登録を行い、審査人は中央事務局または地域事務局からの選任を受け、事業者に派遣されること
- ・認証・登録料及び審査費用の収受は、中央事務局が行うこと

等が検討されており、今後、ガイドラインの改訂に伴い、現行の審査人のあり方等が変更になります。また、審査人としての3年間の認定期間中であっても、新ガイドラインに基づく審査を担当するためには、その研修を受講・修了することが、審査人としての要件となる可能性があります。

本年度の審査人試験の受験にあたっては、上記の点をご了承の上、受験を申し込んでください。

なお、環境省のガイドライン改訂に関する昨年度の検討結果は、以下のURLにおいて公表されています（第4回の資料をご覧ください）。

<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/ea21/com3.html>

◆ 募集要項

I. 試験の目的及び方法

エコアクション21審査人として必要な能力・資質・意欲を有するかどうかを試験により判定し、認定することを目的とし、書面試験（一次試験）、筆記試験（二次試験）及び面接試験（三次試験）を行います。

エコアクション21審査人としての資格認定は、一般財団法人持続性推進機構が行います。

II. 申請要件

以下の各号に該当する者は、エコアクション21審査人試験を受験できません。

- (1) 未成年者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、刑期終了後2年を経過していない者
- (3) 成年被後見人又は被保佐人
- (4) 破産者であって復権を得ない者
- (5) 環境カウンセラー、技術士、公害防止管理者、環境計量士、エネルギー管理士又はISO14001審査員の資格、登録等を取り消され、その日から2年を経過していない者

III. 受験資格

エコアクション21審査人試験を受験する者は、以下の1)及び2)のいずれをも満たしていることが必要です。

- 1) 環境カウンセラー（事業者部門）であること。または、技術士、公害防止管理者大気関係第一種～四種のいずれか及び水質関係第一種～四種の資格のいずれかの資格を有する者、環境計量士（濃度及び騒音・振動の資格をともに有する者）、エネルギー管理士のいずれかの資格を有すること。または、企業等の環境対策及び公害防止に関する部門に所属した経歴、若しくは事業者に対する環境保全のための具体的な取組、計画づくり等に対するコンサルティング業務を行った実績が概ね5年以上であること。
- 2) 環境マネジメントシステム審査員（審査員補を除く）であること。または、地域版環境マネジメントシステムの主任審査員の資格を有し、かつ環境マネジメントシステムに関する10件以上の審査経験を有すること。または、企業等の環境管理に関する部門に所属した経歴、若しくは事業者に対する環境経営システム（環境マネジメントシステム）の構築、運用等に対するコンサルティング業務を行った実績が概ね5年以上であること。

※上記は、あくまでも受験資格であって、これを満たしていても「エコアクション21

審査人の必要な要件」(1ページ)に規定する審査人としての豊富な知見と経験を有していないと判断されれば書面試験等で不合格となる場合があります。

IV. 試験

エコアクション21審査人認定のための試験は、以下の3種の試験により行います。書面試験(一次試験)及び筆記試験(二次試験)の合格の有効期限は、それぞれ3年間とします。なお、書面試験(一次試験)及び筆記試験(二次試験)は何度でも受験できますが、面接試験(三次試験)は2回までしか受験することができません。

1. 書面試験(一次試験)

書面試験(一次試験)では以下の点について受験者の力量の審査を行います。

- ・環境活動及び環境マネジメントシステムに関する実績、受験資格に規定する必要な資格、経歴(申請書等による審査)及び「エコアクション21審査人の必要な要件」(1ページ)
- ・環境保全に関する知識及びガイドライン及びエコアクション21認証・登録制度の趣旨の正しい理解の下、積極的に事業者の環境保全活動の推進に貢献していこうという意欲、論文構成の論理性、及び自らの体験に基づく事業者の環境活動実施等に当たっての留意点の考え方(論文による審査)

2. 筆記試験(二次試験)

筆記試験(二次試験)では以下の点について、択一式問題及び短文論述問題等により受験者の力量の審査を行います。

- ・環境問題や環境対策に関する基本的な知識
- ・事業者の環境対策に関する知見
- ・エコアクション21に関する知見

主な出題分野としましては、①自然・生物多様性、②地球環境・温暖化、省エネルギー、③廃棄物(アスベスト含む)、④化学物質、⑤公害、⑥新たな取組カレント、⑦エコアクション21の7分野となります。

※平成18年度～27年度の筆記試験問題・解答は、エコアクション21中央事務局ホームページに掲載されています。

エコアクション21中央事務局ホームページ

<http://www.ea21.jp/judge/recruit.html>

(「トップページ」→「審査人の皆さま」→「審査人募集要項」)

3. 面接試験(三次試験)

面接試験(三次試験)では以下の点について、口頭試問により審査人としての適性及び力量について総合的に審査を行います。

- ・環境問題や環境対策に関する知識及び経験
- ・事業者の環境対策に関する知見及び経験

- ・エコアクション21に関する知見及び経験
- ・事業者との間で適切なコミュニケーションが図ることができ、上記の知識と経験を活用して、エコアクション21の審査及び必要な指導・助言を行うことができる資質、能力及び意欲（力量）

V. 受験手続き

1. 受験料

15,500円（一次試験または二次試験で不合格となった場合でも受験料は返却いたしません。）

※受験料は、振込手数料をご負担の上、以下の口座に振り込んでください。振込が確認されない場合、受験申請は無効となります。また、振込明細のコピー（原本は各自保管）を他の提出書類とともに申請時に提出してください。

○受験料の振込先口座

振込人名： 受験者本人の氏名（フルネームで、性と名の間を一マス空ける）
 例) ジゾクセイ タロウ
 ※会社名や苗字だけでは、本人の特定ができません。

振込銀行：みずほ銀行（0001）渋谷中央（162）普通 1447298

口座名義：一般財団法人持続性推進機構エコアクション21
 または 短縮名義： エコアクション21

※振込手数料は、ご自身でご負担をお願いします。

※口座名義について

- 口座名義と短縮名義、どちらの名義でもお振込いただけます。
- 手でご入力いただく場合は、“エコアクション21”の方が短くて便利です。
 「21」はカタカナ表記ではなく、数字のままご入力ください。
- お振込手続きをなさる銀行によって入力可能な文字数が異なりますが、入るところまでご入力ください。

2. 提出書類（VI. 書面試験を参照）

- ①様式第1号エコアクション21 審査人試験受験申請書（別紙1、2及び3を含む）
- ②様式第1号申請書の別紙3に記載した免許・資格・経歴を証明又は補完するもの
- ③様式第2号実務経験証明書
- ④課題論文
- ⑤書面試験（一次試験）合否連絡用の封筒
 - ・「長形3号」（定形120×235mm）、送付先記載・82円切手貼付
 （書面試験及び筆記試験が免除の方も提出してください）

⑥受験料振込明細の写し（A4版の用紙にコピーしてください）

※①様式第1号エコアクション21審査人試験受験申請書（別紙1、2及び3を含む）と、③様式第2号実務経験証明書は、中央事務局の以下のホームページからダウンロードして作成してください（マイクロソフトエクセル）。その他の提出書類及び課題論文は、別途作成してください（マイクロソフトワードも可、様式は自由）。**手書きによる申請は認めません。**

エコアクション21中央事務局ホームページ

<http://www.ea21.jp/judge/recruit.html>

（「トップページ」→「審査人の皆さま」→「審査人募集要項」）

3. 提出方法

提出書類①～⑥を同封し、簡易書留郵便により、郵送してください。郵送する封筒には必ず「**審査人試験提出書類在中**」と**朱書き**してください。

※事務局に申請書類を持参しての申請は受け付けていません。必ず上記の方法で提出してください。

4. 受付期間 平成28年7月11日（月）～8月26日（金）（**締切日必着**）

5. 送付先 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-14-18-4F
一般財団法人 持続性推進機構
エコアクション21中央事務局 審査人試験担当

6. 過去の試験における書面試験及び筆記試験合格者について

平成24年度以前の試験において書面試験（一次試験）または筆記試験（二次試験）に合格した方は、合格の有効期限が切れておりますので、改めて書面試験（一次試験）からの受験になります。

平成25年度・26年度・27年度試験において書面試験に合格した方は書面試験が、筆記試験に合格した方は書面試験及び筆記試験が免除されます。これらの方は、2. 提出書類のうち、①様式第1号エコアクション21審査人試験受験申請書、⑤及び⑥を提出してください。その際、別紙1、2及び3は、その内容に変更が無い場合でも必ず提出してください。また、提出書類②及び③で、追加の内容がございましたら、併せて提出してください。

なお、これまでに面接試験（三次試験）で不合格となった方は、あと1回しか受験することができませんので、ご注意ください。

VI. 書面試験（一次試験）

- 書面試験は、提出された申請書及び課題論文により行います。
- 書面試験の結果は、平成28年9月中旬を目処に、申請時に同封された封筒で郵送にて通知する予定です。
 - ・9月16日（金）までに合否通知が届かない場合は、info@ea21.jpにメールにてご連絡ください。電話等による問い合わせは受け付けておりません。
 - ・申請書（別紙1、2及び3を含む）の記入方法については、記入例（13ページ～）を参照してください。
- 提出書類は以下の通りです。
 - ①様式第1号エコアクション21審査人試験受験申請書（別紙1、2及び3を含む）
 - ・申請書をダウンロードし、必ずパソコンで作成してください。手書きでの作成は認めません。
 - ・「過去の受験状況」の欄では、必ず該当する項目を選んでください。
 - ・「勤務先」の欄には、勤務先住所、電話番号、勤務先名称、所属部署を記入してください。
 - ・「連絡先」の欄には、事務局からの連絡に用いる連絡先として【①自宅（現住所）②勤務先③その他（所属する団体等）】のいずれかに○をつけてください。
 - ①、②を選んだ場合は、FAX番号とE-mailアドレスのみを記入してください。
 - ③を選んだ場合は、その名称、住所、電話番号、FAX番号、E-mailアドレスを記入してください。E-mailアドレスは必ず記載してください。
 - ・審査人として登録された場合、申請書の※印の項目は、中央事務局ホームページ上の「エコアクション21審査人リスト検索」で公開されます（「生年月日」は「生年」のみ公開。また、連絡先については公開する情報について選択いただけます）。
 - ・「専門分野」の欄には、専門分野リスト（12ページ）を参照の上、該当する専門分野の番号を記入してください。ただし、「12. 製造業（その他）」、「26. その他」を選択された場合は、その具体的内容を後ろの括弧内に記入してください。
 - ・**専門分野の選択は、経歴等と照らし合わせて審査の対象となります。**審査人倫理規程においては、「審査人は専門とする分野の登録に当たっては、当該分野に関する十分な知識及び経験がなければならない」と規定し、併せて「審査人は、原則として登録した専門分野の業種の事業者の審査を行うこととする。」と規定しています。「十分な知識及び経験」とは、専門分野として登録する業種において、原則として3年以上の常勤職員としての実務経験またはそれと同等の経験（環境マネジメントシステムに関する5件以上の有料コンサルティングあるいは審査経験等）を持ち、当該分野の業種の、環境負荷と対策に関する知識・経験を有して、適用される環境法令、実施すべき具体的な環境対策について熟知していることである等としています。
 - ・「企業等の環境対策に関する業務、活動等の経歴の概要」及び「企業等の環境マネジメントシステムに関する業務、活動等の経歴の概要」の欄には、これまで行ってきた環境対策に関する活動や業務の概要を180字以内に要約して記入してください。**詳細な経歴は（別紙1及び2）に記入して、必ず申請書に添付してください。**

- ・「**特記事項**」の欄には、取得した資格や委員等の就任実績、著書・著作、環境保全に関する受賞歴など、「経歴の概要」に記載したもの以外で特にアピールできるものを90字以内に要約して記入してください。特に、受験資格に規定している資格については、必ず記載してください。

詳細な内容は（別紙3）に記入して、必ず申請書に添付してください。

- ・申請書（**別紙1及び2**）には、「企業等の環境対策に関する業務、活動等の経歴の概要」及び「企業等の環境マネジメントシステムに関する業務、活動等の経歴の概要」に記入した内容も含め、従事した業務内容の詳細を記入してください。
- ・申請書（**別紙3**）には、「特記事項」に記入した内容も含め、免許・資格、委員等の就任等の詳細を記入してください。特に「免許・資格等取得状況の詳細」（学位、修士号等を含む）の欄には、環境保全に関する資格に該当すると思われるものは、すべて記入してください。該当するかどうかの判断が困難なものについても記入してください。博士、修士、学士の方はその内容（例、〇〇大学△△大学院□□課程修了）を記入してください。

②書面試験において様式第1号申請書の別紙3に記載した免許・資格・経歴を証明又は補完するもの

- ・記載した「免許・資格」については、**全て証明書類の写しを提出してください。ただし、大学の博士、修士、学士の証明書は不要です。**

③様式第2号実務経験証明書

- ・様式をダウンロードし、必ずパソコンで作成し、プリントアウトしたものを提出してください。手書きでの作成は認めません。
- ・実務経験証明書においては、企業等の環境対策に関連する経歴と、企業等の環境経営システムに関する経歴を区別して記してください。
- ・証明者について、証明権限を有する役職者（下記参照）から公印で証明を受けてください。なお、証明者の記入は手書きでもかまいません。また、転退職等で会社等が変わっている場合は、その会社ごとの証明書を作成してください。社名変更等の場合は、変更年月日及び旧社名等を、出向の場合は、「出向」と、実務経験証明書の所属部課の欄内に明記してください。
- ・証明権限を有する役職者の例示は以下のとおりです。
 - 一般企業等……………代表権を有する者及び代表権を有する者から正式な手続きに基づいて証明権を委嘱された部長・課長など
 - 省庁、都道府県、市町村、公社、公団……………局長、部長、所長、理事長、工場長等
 - 公益法人……………事務局長など
 - 学校……………学部長、校長など
- ・受験申込者自身が法人の代表者である場合は、法人の代表者としての資格における証明を申請者個人が受けてください。
- ・個人経営における業務経歴については、官公庁、取引先の会社等、第三者からの証明

を受けてください。

- ・公害防止及び環境管理に関する業務経験が5年以上である場合には、全ての業務経験に関する証明は不要で、5年間の業務経験の証明があれば結構です。

④課題論文

<論文テーマ>

「中小事業者におけるエコアクション21の取組の有効性を高めるための 審査人の支援、指導助言及び審査のあり方」

- ・自らの活動に関する経験、経歴を踏まえて、その経験、経歴がわかるよう配慮しつつ、中小事業者におけるエコアクション21の取組の有効性を高めるための審査人の支援、指導助言及び審査のあり方について、具体的に記述すること。
- ・上記テーマについて**2,400字以内**にまとめてください。句読点は字数にカウントしません。図やグラフは3点までとしますが、字数に含めず、別添扱いとし、論文の最後に添付してください。
- ・冒頭に<論文テーマ>、氏名、論文総字数を記入してください。
- ・パソコンで作成し、1ページにつき1行30字、40行（1ページ1,200字）で作成してください。手書きは不可とします。

VII. 筆記試験（二次試験）

- 筆記試験（二次試験）は、書面試験（一次試験）合格者及び平成25年度・26年度・27年度筆記試験不合格者のうち再度申請をした者を対象に、平成28年10月15日（土）に東京都内で行う予定です。
- 試験会場などの詳細については、書面試験合格者及び平成25年度・26年度・27年度筆記試験不合格者のうち再度申請をした者に対して、別途通知します。
- 筆記試験の結果は、平成28年10月下旬に、本人宛に通知する予定です。**

VIII. 面接試験（三次試験）

- 面接試験（三次試験）は、筆記試験（二次試験）合格者及び平成25年度・26年度・27年度面接試験不合格者（二度不合格となった者は除く）のうち再度申請をした者を対象に、平成28年11月11日（金）、12日（土）に東京都内で行う予定です。
- 面接会場などの詳細については、筆記試験合格者及び平成25年度・26年度・27年度面接試験不合格者のうち、再度申請をした者に対して、別途通知します。
- 面接試験の結果は、平成28年11月下旬に、本人宛に通知する予定です。**

IX. 試験合格後の手続き等について

- 面接試験（三次試験）に合格した方は、合格後1年以内に、中央事務局が指定する所定の「エコアクション21審査人講習」を受講し、修了しなければ、エコアクシ

- ン21審査人として認定・登録されません。
- 講習は、平成28年12月16日(金)、17(土)に東京都内で行う予定です(2日間)。詳細は、面接試験結果の通知の際に、合格者に直接ご案内します。
 - エコアクション21審査人としての登録の際には、「エコアクション21審査人リスト」及び「エコアクション21審査人誓約書」の提出、登録料(3万円、消費税別途)の支払いが必要となりますが、詳細については、面接試験結果の通知の際に、合格者に直接ご案内します。

X. 注意事項

- 認定・登録後に申請書及び証明書等の提出書類に虚偽の記載が認められた場合には、登録を取り消すことがあります。
- 受理した申請書等の書類は、理由の如何を問わず一切返却いたしません。
- 既納の受験料は、理由の如何を問わず一切返却いたしません。
- 申請後、氏名、住所、勤務先、E-mailアドレス、電話番号、FAX番号に変更が生じた場合は、申請書等を、変更の内容がわかるように修正の上、「V 受験手続き 5. 送付先」に送付してください。
- 申請書等の提出書類に不備や不足がある場合、申請は無効となります。
- 提出後の差し替え等は一切認めませんので、送付前に提出書類をご確認ください。
- 審査人として認定・登録された後、必要な連絡、資料等の提供は、全てEメールを通じて行います。従ってパソコン及びインターネットの活用は、審査人として必須の要件となります。

XI. 問い合わせ先・書類提出先

- ◇一般財団法人 持続性推進機構 エコアクション21中央事務局
メールアドレス：info@ea21.jp
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-14-18-4F
※問い合わせは、メールのみとします(電話では受付をしておりません)
※エコアクション21の概要等については下記のホームページをご覧ください。
<http://www.ea21.jp>

※合否結果や採点結果に関する問い合わせには、一切応じていませんので、ご了承ください。

◇エコアクション21審査人試験等のフロー

申請 平成28年7月11日(月)～8月26日(金) 必着



一次試験 (申請書及び指定されたテーマによる論文)

→ 試験結果通知 平成28年9月中旬予定



二次試験 (筆記試験) 東京都内：平成28年10月15日(土)

→ 試験結果通知 平成28年10月下旬予定



三次試験 (面接試験) 東京都内：平成28年11月11日(金)、12日(土)

→ 試験結果通知 平成28年11月下旬予定



所定の講習(三次試験合格者にご案内します)を受講し、修了

東京都内：平成28年12月16日(金)、17日(土)の2日間



認定・登録 エコアクション21審査人リスト及び誓約書を中央事務局に提出、登録料の振込



中央事務局が、エコアクション21審査人として、認定し、登録(登録期間：3年間)

→ 認証・登録期間：平成29年1月1日～平成31年12月31日



中央事務局より、「エコアクション21審査人認定証」及び「エコアクション21審査人身分証」送付



3年間で少なくとも3回以上の審査を実施する

所定の資格更新講習(エコアクション21全国交流研修大会及び審査人力量向上研修会をそれぞれ1回以上)を受講し、これを修了する



審査人資格の更新(3年ごと)

専門分野リスト

1.農林水産業
2.鉱業・採石業・砂利採取業
3.建設業(設備工事業を含む)
4.製造業(鉄鋼、非鉄金属、金属製品)
5.製造業(機械器具・電子機器等)
6.製造業(食品・飲料・たばこ等)
7.製造業(パルプ・紙・紙加工品)
8.製造業(木材・木製品等加工)
9.製造業(化学工業(医薬品を含む)・繊維工業)
10.製造業(石油・石炭・ゴム・プラスチック等)
11.製造業(印刷業)
12.製造業(その他)
13.電気・ガス・熱供給・水道業
14.情報通信業
15.運輸業・倉庫業
16.卸売業・小売業
17.金融業・保険業
18.不動産業
19.学校(幼稚園・保育園等を含む)
20.宿泊業・飲食サービス業
21.生活関連サービス業(洗濯・理容・美容・浴場業等)
22.医療・福祉
23.廃棄物処理業・リサイクル業
24.自動車整備業
25.自治体・行政機関等
26.その他

記入例：4. 製造業（鉄鋼、非鉄金属、金属製品）、16.卸売業・小売業、23. 廃棄物処理業・リサイクル業、26. その他（ビルメンテナンス業）

◆ 「12. 製造業（その他）」 「26. その他」 を選択された場合は、その内容を具体的に後ろの括弧内に記入してください。

◆ 専門分野の選択は、経歴等と照らし合わせて審査の対象となります。

審査人倫理規程においては、「審査人は専門とする分野の登録にあたっては、当該分野に関する十分な知識及び経験がなければならない」と規定し、併せて「審査人は、原則として登録した専門分野の業種の事業者の審査を行うこととする。」と規定しています。「十分な知識及び経験」とは、専門分野として登録する業種において、原則として3年以上の常勤職員としての実務経験またはそれと同等の経験（環境マネジメントシステムに関する5件以上の有料コンサルティングあるいは審査経験等）を持ち、当該分野の業種の、環境負荷と対策に関する知識・経験を有して、適用される環境法令、実施すべき具体的な環境対策について熟知していることである等としています。ご自身が審査をすることが出来る分野を記載してください。なお、審査を担当するにあたっては、専門分野に関する所定の講習の受講が求められることがあります。

記入例

様式第1号

中央事務局記載欄

受付番号：

受付日：平成28年 月 日

エコアクション21審査人試験受験申請書

※ (ふりがな) 氏名	えこ たろう 江古 太郎	性別 <input checked="" type="radio"/> 男・ <input type="radio"/> 女
過去の 受験状況	必ずふりがなを付してください。 該当項目に <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 今回（平成28年度試験）が初めて <input type="checkbox"/> 過去に受験（年度別に該当するもの全て） 平成25年度（書面試験：□合格 □不合格 / 筆記試験：□合格 □不合格） 平成26年度（書面試験：□合格 □不合格 / 筆記試験：□合格 □不合格） 平成27年度（書面試験： <input checked="" type="checkbox"/> 合格 □不合格 / 筆記試験：□合格 <input checked="" type="checkbox"/> 不合格）	
※ 生年月日 (西暦)	年 月 日 生 満 歳 (平成28年7月末現在)	
現住所	〒220-×××× 神奈川県〇〇市〇〇区〇〇5丁目〇号〇番 電話 () -	
勤務先	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-14-18-4F (株)〇〇環境研究所 □□支店 環境管理部 電話 () -	
※ 連絡先	【①自宅（現住所） ② <input checked="" type="radio"/> 勤務先 ③その他（所属団体等）】 審査人として登録された場合、中央事務局ホームページ上の「エコアクション21審査人リスト検索」で連絡先及び※印の項目が公開されます。公開する連絡先として、①～③いずれかに○をしてください。③については団体名と所属部署を記入してください。 (FAXがない方は記入不要) 電話 () FAX () - E-mailアドレス： (E-mailアドレスは必須です。連絡先が①、②の方もご記入ください。)	
※ 専門とする 分野	4. 製造業（鉄鋼、非鉄金属、金属製品）、16. 卸売 理業・リサイクル業、26. その他（ 専門分野リスト（12ページ）を参照の上、番号を記入してください。ただし、「12. 製造業（その他）」「26. その他」を選択された場合は、後ろの括弧内にその内容を具体的に記入してください。	

<p>※ 企業等の環境対策に関する業務、活動等の経歴の概要 (180字以内、30字×6行) (詳細については別紙1のとおり)</p>
<p>環境産業株式会社第1工場において、環境対策室長として6年間、公害防止を担当し、その間、環境対策の資格を取得した。○○○○○</p>
<p>※ 企業等の環境マネジメントシステムに関する業務、活動等の経歴の概要 (180字以内、30字×6行) (詳細については別紙2のとおり)</p>
<p>環境産業株式会社本社において、環境対策の環境マネジメントシステムの構築後、環境カウンセラーとなり、エコアクション21の導入を行った。○○○○○・・・</p>
<p>※ 特記事項(資格、委員等の就任、著書、受賞歴等) (90字以内、30字×3行) (詳細については別紙3のとおり)</p>
<p>公害防止主任管理者、環境都市環境審議会委員</p>
<p>一般財団法人 持続性推進機構 理事長 安井 至 殿</p> <p>上記により、エコアクション21審査人試験を受験したいので申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p>

これまで行ってきた環境対策に関する業務や活動の概要を180字以内に要約して記入してください。
詳細な経歴は(別紙1)に記入して、必ず申請書に添付してください。

これまで行ってきた環境マネジメントシステムに関する業務や活動の概要を180字以内に要約して記入してください。
詳細な経歴は(別紙2)に記入して、必ず申請書に添付してください。

取得した資格や委員等の就任実績、著書・著作、環境対策に関する受賞歴など、「環境対策・環境マネジメントシステムに関する業務、活動等の経歴」以外で特にアピールできるものを記入してください。詳細な内容は(別紙3)に記入して、必ず申請書に添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

必ずパソコンで作成すること。

氏名 ()

(別紙1)

企業等の環境対策に関する業務、活動等の経歴の詳細	
年・月～年・月	活動内容又は従事した業務内容
昭和55年4月～ 昭和61年3月	[環境産業(株)第1工場 環境対策室] 環境対策室長として、工場(従業員約150人、公害防止機器の製造)全体の公害防止を担当。排水処理設備を改修し、水質を大幅に改善するとともに、産業廃棄物の分別基準を見直し、廃棄物を30%削減。
平成4年4月～ 現在	[環境カウンセラーとして個人的に活動] 地域の印刷会社、ガソリンスタンド、鋳物工場において環境対策のアドバイス業務を行う。 省エネ及びごみの分別を徹底することにより、環境負荷とコスト削減の両立を図る。また、ガソリンスタンドについては、これまで一部の廃油を不適切に処理していたため、専門の処理業者に引き渡すよう指導した。

活動期間がわかるように記入してください。

申請書の「企業等の環境対策に関する業務、活動等の経歴の概要」に記入した内容も含め、環境対策に関する業務や活動等の詳細を記入してください。

氏名 ()

(別紙 2)

企業等の環境マネジメントシステムに関する業務、活動等の経歴の詳細	
年・月～年・月	活動内容又は従事した業務内容
平成61年4月～ 平成2年3月	[環境産業株式会社 本社 環境対策室] 全社の環境マネジメントシステムの構築と運用を担当し、第1工場では63年、第2工場では平成元年、本社では平成2年に、それぞれISO14001の認証を取得した。 この間、スタッフの研修講師、内部監査員を務める。
平成4年4月～ 現在	[環境カウンセラーとして個人的に活動] 地域の商工会議所の依頼を受け、会員企業のエコアクション21の取組を支援。研修会等の講師を務める。取り組んだ企業のうち、4社がエコアクションの参加届け出を行ったが、環境行動計画の作成も含めて指導した。

活動期間がわかるように記入してください。

申請書の「企業等の環境マネジメントシステムに関する業務、活動等の経歴の概要」に記入した内容も含め、環境マネジメントシステムに関する業務や活動等の詳細を記入してください。

特記事項		
免許・資格等取得状況の詳細 (学位, 修士号等を含む。)	取得年月	免許及び資格名
	昭和59年 3月	〇〇学士 (〇〇大学〇〇学部〇〇学科卒業)
	昭和61年 3月	〇〇修士 (〇〇大学大学院〇〇研究科修了)
	平成 2年 12月	公害防止管理者 (水質Ⅱ種、大気、騒音)
	平成 3年 12月	公害防止管理者 (ダイオキシン)
	平成13年 6月	I S O環境マネジメントシステム環境審査員補
	平成14年 2月	技術士 (衛生工学部門、環境部門)
<p>申請書の「特記事項」に記入した内容も含め、詳細を記入してください。環境対策に関する資格に該当すると思われるもの (該当するか判断が困難なものも含む) は全て記入してください。</p> <p>記載された「免許・資格」については、<u>書面試験 (一次試験) の際、全て証明書類の写し (免許等のコピー含む) を必ず提出してください。提出がない場合は、その証明のない実績、経験については審査の際、考慮されません。</u></p> <p>博士、修士、学士の方は、その内容 (〇〇大学△△大学院□□課程修了) を記入してください。ただし、大学の博士、修士、学士の証明書は不要です。</p>		
委員等の就任、著書、受賞歴等の詳細	年・月～年・月	
	平成10年 9月～ 平成11年 8月	〇〇環境学会運営委員
<p>申請書の「特記事項」に記入した内容も含め、詳細を記入してください。</p>		

実務経験証明書

氏名	え 江 古 太 郎		
生年月日	年 月 日 生		
住所			
(所属・ 役職名)	従事した業務内容 (具体的に記入すること)	従事期間	
		自年月 至年月	期間
第1工場 環境対策室長	工場全体の公害防止の責任者	昭和55年 4月～昭和 61年3月	5年間
本社環境対策室 課長	第1工場における環境マネジメントシステム構築・運用の指導	昭和61年 4月～昭和 63年7月	2年3ヶ月
本社環境対策室 部長代理	本社における環境マネジメントシステム構築・運用の指導	昭和63年 8月～平成 2年3月	1年7ヶ月

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成28年7月21日

所在地 東京都千代田区25-6-15 環境ビル

Tel: 03-0000-1111

名称 ○×△株式会社

証明者 代表取締役社長 緑 太郎

責任者の※印は必ず
押印してもらって
ください。(※公印)

印